

提言書(案)に対するご意見の概要と考え方

- ※ とりまとめの都合上、ご意見の内容を適宜要約・集約させていただいております。
なお、元のご意見については、参考資料に掲載しております。

提言書(案)に対するご意見の概要と考え方

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1		メンテナンス活動への国民参加や首長のイニシアティブによる取組推進は他の施策より先に取り組むべきとのご意見	<p>持続可能なインフラメンテナンスの実現にあたり、<u>国民参画や首長のイニシアティブの重要性は認識しております。</u></p> <p><u>ご指摘の施策を含め、本提言書（案）に記載の施策は、国土交通省において、今後、速やかに実行されるべきものと考えております。</u></p>
2	全般	市区町村のメンテナンス体制に関する全般的なご意見 (持続可能な体制、実現可能な仕組みを求めるもの)	<p>多くのインフラ施設を抱える市区町村において財政面、体制面で課題を有しており、予防保全への転換が不十分であることはもとより、事後保全段階にある施設が依然として多数存在し、それらの補修・修繕に着手できていないものがあるなど、インフラに対する国民・市民からの信頼が十分に確保されているとは言えない状態にあります。</p> <p><u>そういった中、これまでのように個別施設のメンテナンスを単独の市区町村で継続することには限界があるものと認識しています。</u></p> <p>本提言案では上記認識に立ち、新たな概念として「<u>地域インフラ群再生戦略マネジメント</u>」を提示しているところです。</p> <p><u>今後、国土交通省において、持続可能、実現可能な体制の構築に向けて具体的に検討を進めていくものと考えております。</u></p>
3	表題	「総力戦」という表現が軍国主義を連想させるなど、不適切ではないかというご意見	<p>多くのインフラ施設を抱える市区町村において財政面、体制面で課題を有しており、予防保全への転換が不十分であることはもとより、事後保全段階にある施設が依然として多数存在し、それらの補修・修繕に着手できていないものがあるなど、インフラに対する国民・市民からの信頼が十分に確保されているとは言えない状態にあります。</p> <p><u>インフラメンテナンスが極めて危機的な状況にあるという認識のもとに、本提言書（案）では、様々な主体が協力し総力を結集して取り組むことは必要ということを広く国民の皆様にも共有したい意図から、総力戦という表現を用いています。</u></p> <p>なお、国土交通省においては、2020年度より、激甚化・頻発化する自然災害等から国民の命と暮らしを守るための施策をとりまとめた「<u>総力戦で挑む防災・減災プロジェクト</u>」という取組を進めており、「総力戦」という表現を使っております。</p>

提言書(案)に対するご意見の概要と考え方

No.	該当箇所		ご意見の概要	ご意見に対する考え方
4	表題		「戦略マネジメント」という用語について、「戦略」に「マネジメント」が含まれるため、不適切ではないかというご意見	本提言書(案)では、「戦略」は地域のインフラを群として捉え、再生するための戦略という趣旨で、「マネジメント」は戦略を計画的に進めていくための取組という趣旨で記載しております。「戦略」と「マネジメント」は別の意味の言葉として用いております。
5			「次世代」と「第2フェーズ」が重複していて不適切ではないかというご意見	ご指摘の通り、「次世代」と「第2フェーズ」はともにインフラマネジメントの取組が新たな段階に移行する趣旨で記載しておりますが、 <u>主題と副題で言葉を使い分けしております。</u>
6			「取り組むべき」と他人に指示するような表現をするのは不適切ではないかというご意見	本提言書(案)は、国土交通省に設置しております <u>社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会 技術部会から国土交通省に対する提言として取りまとめているもの</u> ですので、「取り組むべき」という表現にしております。
7			「再生」という表現は、インフラが既に荒廃しているように感じられるため不適切ではないかというご意見	<u>全国的にインフラの老朽化は加速度的に進行しており、早期に修繕等の措置が必要なインフラが多く存在していることから再生という用語を使用しております。</u>
8	2章 10年間 (2012年～2021年)の取組達成状況と今後の課題	(1)メンテナンスサイクルの確立 ④補修・修繕 P7 33行目	「河川管理施設などでは修繕等の完了を100%達成している。」という記載について、河川堤防等で経過観察している箇所もあり、「修繕等完了」というのは違和感がある旨のご意見	<p>河川法に基づき、堤防等河川管理施設の状態を把握するための点検を定期的を実施し、評価を行った上で、その機能に支障がある箇所(措置段階)にある箇所は修繕等を実施しています。</p> <p>その他、点検の時点で機能に支障までは生じていないが、変状に進行性があり、予防保全が望ましい箇所についても、現地の判断で予防的な措置を講じている箇所もあり、これらを合わせて点検の実施、修繕完了という表現をしているものです。</p> <p>ご指摘のとおり、経過観察段階にある箇所や予防措置が必要な箇所は現在も残存しており、<u>誤解を与える表現となっておりますので、以下の通り訂正させていただきます。</u></p> <p>(修正前) 河川管理施設などでは修繕等の完了を100%達成している。 (修正後) 河川管理施設などでは2020年度末時点で事後保全段階にある施設等の修繕等の完了を100%達成している。</p>

提言書(案)に対するご意見の概要と考え方

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
9	3章	財政的支援の強化が必要という旨のご意見	<p>持続可能なインフラメンテナンスの実現のため、<u>必要な予算の確保は重要であると認識しております。</u></p> <p>2020年に、政府全体で総事業費おおむね15兆円を目途とする「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定され、柱の一つとして予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策が位置づけられ、修繕等の加速化を図っているところです。また、これまでも、個別補助の創設など、国土交通省において制度の拡充が図られているところです。</p> <p>今後、<u>補助金・交付金制度の拡充等を図る必要があると認識していますが、そのためには広く国民に対してインフラメンテナンスの重要性を理解頂くための取組を進めることも必要であると認識しています。</u></p>
10	今後、取り組むべき施策の方針～地域インフラ群再生戦略マネジメント（仮称）への転換～	地元事業者における技術力向上の取組が必要である旨のご意見	<p>インフラメンテナンスの取組全体の生産性向上を実現していくため、<u>地元事業者における技術力向上は重要であると認識しております。</u></p> <p>本提言書（案）における今後速やかに実行すべき施策として、「人材不足が進む中、限られたリソースを有効に活用できるよう時代のニーズに合わせたインフラメンテナンスに関する専門人材の育成を図るとともに AI や新技術の活用を見据えた体制の構築も並行して進めていくことが必要」（P34,24-26行）</p> <p>「技術力の継続的な向上や異業種の参画促進によるイノベーションなどにより、新しい市場を生み出すとともに、市場の活性化を通じて、インフラメンテナンスを市場として自立化させ、更には国際競争力のある産業として育成していくことが必要」（P35,1-3行）</p> <p>としているところではありますが、本提言書（案）について、ご意見を踏まえ、以下の通り修正させていただきます。</p> <p>「また、メンテナンスに関する業務を難易度、求められる技術力等に応じて類型化し、包括化等により適切な発注規模や契約期間を確保した上で、技術力を有する事業者を含む複数の事業者が連携して適切に実施できる仕組みについて検討するとともに、<u>地元事業者を含む民間事業者について担うべき業務に対応できるための技術力向上を図る必要がある。</u>」（P32,23-26行）</p>

提言書(案)に対するご意見の概要と考え方

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
11	3章 今後、取り組むべき施策の方針 ～地域インフラ群再生戦略マネジメント(仮称)への転換～	提言書の内容を大所高所にとどめ、自治体の自主的な取組ができるようにしていただきたい旨のご意見	地方公共団体の間でもインフラメンテナンスに関する取組状況に違いがあるものと認識しています。本提言書(案)については、 <u>地方公共団体の自主的な取組を制限する性質のものではありませんので、国や都道府県、市区町村が連携し、上記のような各地域の実情等を踏まえつつ取組を進めていただきたいと考えております。</u>
12		国や都道府県の関与を強めてほしい旨のご意見	「 <u>地域インフラ群再生戦略マネジメント</u> 」の推進にあたっては、 <u>国や都道府県、市区町村が連携し、各地域の実情等を踏まえつつ進めていくことが必要と考えております。</u>
13		人口動態を勘案すべきというご意見	本提言書(案)において、「 <u>地域インフラ群再生戦略マネジメント</u> 」の推進にあたって、「 <u>各地域の将来像を踏まえた必要な機能を検討</u> 」(P29,15行目)と記載しており、 <u>地域の人口動態等も考慮に入れて検討していく必要があると考えております。</u>
14		予算規模や管理施設数が異なる市区町村が連携して取り組む仕組みを示してほしい旨のご意見	本提言書(案)において、「 <u>地域インフラ群再生戦略マネジメント</u> 」の推進にあたって、「 <u>市区町村によって保有するインフラ施設、組織・人員、財政等の状況が異なることを踏まえ、計画の内容や策定の進め方について、機能的、空間的及び時間的な観点を踏まえて実効性のあるものとする必要がある</u> 」(P29,29-31行目)と記載しております。 「 <u>地域インフラ群再生戦略マネジメント</u> 」の推進にあたっては、 <u>国や都道府県、市区町村が連携し、各地域の実情等を踏まえつつ進めていくことが必要と考えております。</u>
15		維持すべきインフラを検証する必要がある旨のご意見	持続可能なインフラメンテナンスの実現のため、 <u>既存施設の集約・再編を含め、インフラストックの適正化を図ることが重要と認識しております。</u> 本提言書(案)において、「 <u>地域インフラ群再生戦略マネジメント</u> 」の推進にあたっては、「 <u>既存のインフラ群が有する機能に対し、地域の将来像に基づき、①維持すべき機能、②新たに加えるべき機能、③役割を果たした機能に分野横断的に再整理した上で、現状の性能も踏まえつつ、個別インフラ施設の維持/補修・修繕/更新/集約・再編/新設等を適切に行うため計画策定を行う必要がある</u> 」(P24,2-5行)と記載しているところです。 「 <u>地域インフラ群再生戦略マネジメント</u> 」の推進にあたっては、 <u>国や都道府県、市区町村が連携し、各地域の実情等を踏まえつつ進めていくことが必要と考えております。</u>

提言書(案)に対するご意見の概要と考え方

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
16	3章	インフラ施設を「群」として捉える必要性を問う旨のご意見	<p>ご意見を踏まえ、3章において、以下の文言を追記させていただきます。 <u>「戦略マネジメントにおいて、複数・広域・多分野のインフラ施設を「群」として捉えることにより、施設管理者の立場からは、一定規模のインフラ施設を一体的・効率的にマネジメントすることが可能となる。また、インフラ施設は複数・広域・多分野の施設が一体となって機能を発揮することで地域づくりに貢献するものであることから「群」として捉えることは必要である。加えて、一定規模の業務をまとめて発注することで、より民間の創意工夫、技術開発等の誘因となり、ひいてはメンテナンスの産業化につながることも期待される。」</u>（P23,27-32行）</p>
17	今後、取り組むべき施策の方針 ～地域インフラ群再生戦略マネジメント（仮称）への転換～	「地域」や「群」の設定の考え方を問う旨のご意見	<p>本提言書（案）においては、地域の設定について、「<u>地域特性（人口、交通、インフラの数や状況等）や地方公共団体間の機能的なつながり（例えば、生活圏やインフラマネジメント実施にあたっての効率性等）などを踏まえて「地域」を設定する必要がある</u>」（P25,23-25行目）と記載しております。具体的な「地域」の設定にあたっては、国や都道府県、市区町村が連携し、各地域の実情等を踏まえつつ進めていくことが必要と考えております。</p> <p>また、本提言書（案）における「群」の考え方について、以下の通り追記させていただきます。 <u>「戦略マネジメントにおいて、複数・広域・多分野のインフラ施設を「群」として捉えることにより、施設管理者の立場からは、一定規模のインフラ施設を一体的・効率的にマネジメントすることが可能となる。また、インフラ施設は複数・広域・多分野の施設が一体となって機能を発揮することで地域づくりに貢献するものであることから「群」として捉えることは必要である。加えて、一定規模の業務をまとめて発注することで、より民間の創意工夫、技術開発等の誘因となり、ひいてはメンテナンスの産業化につながることも期待される。」</u>（P23,27-32行）</p>

提言書(案)に対するご意見の概要と考え方

No.	該当箇所		ご意見の概要	ご意見に対する考え方
18	(1) 地域の将来像を踏まえた地域インフラ群再生戦略マネジメント(仮称)の展開 ②更新、集約・再編に合わせた機能強化 P30 3-4行目		他のインフラがある中、高速道路を特出した理由を問う旨のご意見	<p>平成26年度から全ての橋梁やトンネル等について、5年に1度の近接目視による定期点検が導入され、特に重大な損傷の発見も相次ぐなど、<u>高速道路の老朽化対策は喫緊の課題と認識しております。</u></p> <p>このため、<u>社会資本整備審議会 道路分科会 国土幹線道路部会において、こうした高速道路の新たな更新需要への対応策について議論され、令和3年8月に中間答申がとりまとめられたところであり、これを踏まえ、本提言(案)に記載しております。</u></p> <p>本提言書(案)について、ご意見を踏まえ、以下の通り修正させていただきます。 <u>「今後、増大が見込まれる更新需要等に対応するため、財源確保の観点から料金の徴収も含めた受益と負担の見直しを検討することが重要である。特に、高速道路について、新たな更新需要に対応するため、財源確保の手段として、料金徴収期間の延長について、具体的な検討を進める必要がある」(P31,3-4行)</u></p>
19	4章 今後、速やかに実行すべき施策	(1) 地域の将来像を踏まえた地域インフラ群再生戦略マネジメント(仮称)の展開 ②更新、集約・再編に合わせた機能強化	広域化・共同化や統廃合等のスケジュールを問う旨のご意見	<p>広域化・共同化に関しては既に下水道等の分野で取組が進められてきており、数値目標等も定められているところではありますが、<u>まだ広域化・共同化の検討が進んでいない分野も多くある状況であるため、今後の課題であると認識しております。</u></p> <p><u>「地域インフラ群再生戦略マネジメント」の取組とあわせて、具体的なスケジュールについては、国土交通省において今後検討されるものと考えております。</u></p>
20	(2) 地域インフラ群再生戦略マネジメント(仮称)を展開するために必要となる市区町村の体制構築 ①包括的民間委託による広域的・分野横断的な維持管理の実現		包括的民間委託の普及に関するご意見(先導事例等を示す必要性)	<p>持続可能なインフラメンテナンスの実現のため、<u>地方公共団体における体制面の課題等を踏まえ、業務の包括化等の工夫を講じていくことが重要であると認識しております。</u></p> <p>国土交通省においては、2020年度より、モデル自治体3団体を選定し、<u>包括的民間委託の導入支援を行うとともに、それらも参考にしつつ、地方公共団体における包括的民間委託による維持管理の導入を支援するためのマニュアルを2022年度中に策定することとしております。</u></p> <p><u>今後も、包括的民間委託の普及に向けて、国土交通省においてこれまでの取組を進めていくとともに、さらに充実した取組を検討していくものと考えております。</u></p>

提言書(案)に対するご意見の概要と考え方

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
21	<p>(2) 地域インフラ群再生戦略マネジメント（仮称）を展開するために必要となる市区町村の体制構築</p> <p>①包括的民間委託による広域的・分野横断的な維持管理の実現</p>	<p>成功報酬的な契約の導入を提案する旨のご意見</p>	<p>厳しい財政状況下でインフラの老朽化が進む中、民間の知恵等を活用し、効率的な維持管理を行うことが重要と認識しております。</p> <p>こうした観点から、国土交通省では、利用料金の生じないインフラの維持管理を進めるため、令和3年度より、主に利用料金の生じないインフラに関して、民間事業者に委託等した際に支払う額等の一部又は全部が指標の達成状況に応じて決まる指標連動方式を活用する事業等の導入を検討する地方公共団体に対し、専門家を派遣し、案件形成を推進しております。引き続き、国土交通省において官民連携による効率的、効果的なインフラの維持管理が行われるよう、地方公共団体の支援を行っていくものと考えております。</p> <p>また、本提言書（案）について、ご意見を踏まえ、以下の通り追記させていただきます。「包括的民間委託等の実施にあたっては、性能規定や指標連動方式の導入等、民間活力の活用に向けた官民連携手法の検討を進める必要がある」（P32,21-22行）</p>
22	<p>(2) 地域インフラ群再生戦略マネジメント（仮称）を展開するために必要となる市区町村の体制構築</p> <p>②市区町村技術者に今後求められる技術力の明確化・強化</p>	<p>技術者不足に関するご意見（自治体への人材派遣等の仕組みを求めるもの）</p>	<p>地方公共団体における技術職員の不足は大きな課題であり、これまで国土交通省においても関係省庁と連携しながら、技術者派遣や専門家による支援などの取組を進めているものと認識しています。</p> <p>本提言書（案）においても、「産学官の技術者 OB・OG やデジタルなど幅広い分野の知識を有する者の活用等、市区町村の技術的支援方策の更なる充実強化に向けた検討をする必要がある」（P33,11-13行）、「技術者派遣や専門家による支援に関する制度について、引き続き広く周知・横展開していく必要がある」（P33,14-15行）と記載しており、今後、国土交通省において取組が進められるものと考えております。</p> <p>また、これらの取組にあたっては、関係省庁や土木学会等とも連携し、あらゆるリソースを活用して取組を進める必要があると考えております。</p>

提言書(案)に対するご意見の概要と考え方

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
23	4章 今後、速やかに実行すべき施策 (2) 地域インフラ群再生戦略マネジメント(仮称)を展開するために必要となる市区町村の体制構築 ②市区町村技術者に今後求められる技術力の明確化・強化	技術者不足に関するご意見(技術者不足に対する国土交通省の基本的考え方を確認するもの)	<p>持続可能なインフラメンテナンスを実現する上で、<u>地方公共団体における技術職員の不足は大きな課題であり、発注者側の体制確保が非常に重要であると認識しております。</u></p> <p>本提言書(案)においても、「産学官の技術者 OB・OG やデジタルなど幅広い分野の知識を有する者の活用等、市区町村の技術的支援方策の更なる充実強化に向けた検討をする必要がある」(P33,11-13行)、「技術者派遣や専門家による支援に関する制度について、引き続き広く周知・横展開していく必要がある」(P33,14-15行)と記載しており、今後、国土交通省において取組を進めていくものと考えております。</p> <p>なお、国土交通省の見解については、以下に紹介いたします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>(国土交通省の見解)</p> <p>国土交通省としても、<u>地方公共団体における技術職員の不足は大きな課題であると認識しており、これまでも技術者派遣や専門家による支援などの取組を進めて参りました。</u></p> <p>国土交通省でR4.4に策定した「第5期国土交通省技術基本計画」においても、社会資本の老朽化の進行を含む、変化する技術政策の質と量に対し、それを支える産学官の人材に係る能力・資質・規模についても適応していくことが必要、としています。</p> <p>今後、提言書(案)の内容も踏まえた<u>取組を進めるにあたっては、いただいたご意見も参考とさせていただきます。</u></p> </div>

提言書(案)に対するご意見の概要と考え方

No.	該当箇所		ご意見の概要	ご意見に対する考え方
24	4章 今後、速やかに実行すべき施策	<p>(3) メンテナンスの生産性向上に資する新技術の活用推進、技術開発の促進及び必要な体制の構築</p> <p>①メンテナンス産業の生産性向上に資する新技術の活用推進、技術開発の促進</p> <p>②AI・新技術等の活用も見据えた体制の構築</p>	<p>新技術活用に関するご意見 (国が率先して活用・普及させるなどの新技術活用に向けた土壌づくりを求めるもの)</p>	<p>インフラメンテナンスの取組全体の生産性向上を実現していくため、業務の高度化・効率化に資する新たな技術の導入を積極的に進めることは重要と認識しております。</p> <p>国土交通省においては、これまでもNETISへのメンテナンスに関する登録技術の拡大、新技術等のカタログ整備、官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）等を活用した予防保全への転換促進に関する研究開発、インフラメンテナンス国民会議を通じたニーズとシーズのマッチングや新技術の社会実装の推進といった取組を進めてきたものと認識しております。</p> <p>一方、これまでの取組が市区町村をはじめ地方公共団体に十分に知られていないことも課題と考えられるため、今後、国土交通省において、提言書（案）に記載している「技術基準類の改定等を通じて新技術の開発や現場実装の更なる促進」（P34,13行目）を進めるとともに、各種取組の広報活動の強化を図ることが必要と考えております。</p> <p>また、本提言書（案）について、ご意見を踏まえ、以下の通り修正させていただきます。 「国において積極的に新技術の活用を図るとともに、NETISの改良や登録技術の拡大を更に進め、実装可能な技術の増加と普及展開を引き続き図っていく必要がある。」（P35,4-5行目）</p>

提言書(案)に対するご意見の概要と考え方

No.	該当箇所		ご意見の概要	ご意見に対する考え方
25	4章 今後、速やかに実行すべき施策	<p>(5) 国民の理解と協力から国民参加・パートナーシップへの進展</p> <p>③メンテナンス活動への国民参加の促進と参加</p>	<p>メンテナンス活動への国民参加に関するご意見（住民が道路の担い手となり里山風景などの風致を形成している場合もあり、少子高齢化・人口減少下においても住民が担い手を続けられる制度を求めるもの）</p>	<p>本提言書（案）において、「これまでの行政が主体となって実施するインフラの維持管理から、インフラに関心のある NPO 法人を含む国民が「地域インフラ群再生戦略マネジメント」の計画策定プロセスとメンテナンス活動に積極的に参画することを通じて真のパートナーシップの構築を図り、地域のメンテナンス活動の継続性を確保する必要がある」（P37,3-6行目）と記載しており、着実取組を進めていくことが重要と認識しております。</p> <p>さらに、本提言書（案）について、ご意見を踏まえ、以下の通り修正させていただきます。 <u>「日本風景街道の取組のように、地域住民やNPO法人等の活動が良好な景観の形成等に貢献している事例があるなど、地域住民等におけるインフラ施設への取組は多面的に地域に貢献しうるものである。このようなことを踏まえ、既存の道路や河川等での地域協力団体等の活動上の課題や要望等を具体的に把握し、行政側から有益な情報の提供や共有を行うなどにより、連携強化を図るほか、地域協力団体以外にも、地域の実情に応じて、例えば自治会やNPO法人等、既存のコミュニティ団体が社会活動の一環として管理の一部に参画できるような広範な連携のあり方の模索が必要である。」</u>（P38,3-9行目）</p> <p>今後、国土交通省において、持続可能なインフラメンテナンスの実現のため、<u>国民のメンテナンス活動への参画を促す取組をさらに充実させていくものと考えております。</u></p>
26	その他		<p>パブリックコメント実施期間が30日未満である理由に関するご意見</p>	<p>行政手続法上は、第38条に規定する意見公募手続を行う「命令等」に該当しない場合は、実施期間を30日未満とすることが可能であることも踏まえ、できるだけ速やかに提言書を作成して実行に移す必要があると考えることから、今回は30日未満とさせていただきました。</p> <p>本提言書（案）の重要性について認識の上でいただいたご意見であると理解しておりますので、国土交通省において、提言書の内容を踏まえた取組を進めていくにあたり、<u>インフラメンテナンス国民会議等の機会を通じて、広くご意見を伺いながら進めていくものと考えております。</u></p>